

報道関係者各位
2015年10月27日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK: 945

マニユライフ生命、生保業界で初めて*¹ 健康診断書扱の引受基準範囲を一般開示

～健康診断書扱でお申込みいただける保険金額の拡大も同時に実施～

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼CEO:ギャビン・ロビンソン、本社:東京都新宿区、以下「マニユライフ生命」)は、お客さまへのわかりやすい情報開示とより良いサービスのご提供を目的として、11月2日より、死亡保障において健康診断書扱でお申込みいただける保険金額を引き上げるとともに、生保業界で初めて*¹、健康診断書に基づきご加入いただける基準の範囲*²をお客さまに開示します。

マニユライフ生命は、毎年健康診断を受けるなど、普段から健康の維持、増進に努めている方々を応援しています。通常、生命保険にお申込みする際には、保障額に応じて告知書や健康診断書の提出、あるいは医師による診査が必要になります。マニユライフ生命では、従来であれば医師による診査扱となっていた高額保障においても、健康診断書扱でお申込みいただけます。勤務先や自治体などで定期的に健康診断や人間ドックを受けている方なら、健康診断書をご提出いただくことによりお申込みいただけますので、病院を訪れる煩わしさがありません。

さらにマニユライフ生命は、健康診断書に基づきご加入いただける基準の範囲*²を当社ウェブサイト上で開示することにより、お客さまご自身で気になる項目のご確認ができるようにしました。

今回の対応は、当社のプランライト・アドバイザー(自社営業職員)、一般代理店および金融機関代理店を通じ、11月2日のお申込みより対象商品すべてに適用されます。

マニユライフでは、グループ全体で心身の健康の促進に注力しています。マニユライフ生命は、新ブランド・スローガン“今日を生きる。明日をひらく。”のもと、お客さま一人ひとりが健康を維持しながら充実した「いま」を送り理想の「未来」に近づいていけるよう、今後も先進的な商品およびサービスのご提供に努めてまいります。

*1 2015年10月マニユライフ生命調べ。

*2 ご加入いただける基準の範囲とは、特別な条件等が付かずにご加入いただける範囲の目安です。

マニユライフ生命の健康診断書扱のメリット

14ヵ月以内に受けた健康診断の結果(健康診断書)があれば、

1. 以前より高額な死亡保障にお申込みいただけます*³
2. ウェブサイトで開示されている健康診断書に基づく基準の範囲をお客さまご自身でご確認できます。募集代理店・当社営業職員へも照会いただけます。
3. 病院で医師による診査を受ける必要がありません*³

*3 年齢、保険金額などにより異なる場合があります。



「健康診断書扱」でご加入できる検査値等の目安^{※1}の例



たとえば、健康診断で検査機関の標準値を超えてしまっても
以下の例の検査数値なら、生命保険に加入できます。

<p>例 1 45歳・女性</p> <p>血圧が高いAさん</p> <p>最高血圧(収縮期) 150 mmHg</p> <p>最低血圧(拡張期) 90 mmHg</p> 	<p>例 2 40歳・男性</p> <p>血糖値が高いBさん</p> <p>HbA1c値 6.0%</p> 	<p>例 3 30歳・男性</p> <p>最近体重が 気になり始めたCさん</p> <p>BMI値 30</p> <p>BMIの求め方=体重(kg)÷ [身長(m)×身長(m)]</p> 
<p>例 4 50歳・女性</p> <p>中性脂肪が高めのDさん</p> <p>330 mg/dl</p> 	<p>例 5 35歳・女性</p> <p>尿酸値が気になるEさん</p> <p>9.0 mg/dl</p> 	<p>例 6 35歳・男性</p> <p>肝機能に自信がないFさん</p> <p>γ-GTP値 110 IU/l</p> 

※1 “ご加入できる検査値等の目安”とは“特別な条件等が付きやすくご加入いただける範囲の目安”です。



- 上記は平成27年11月1日現在のマニライフ生命独自の基準です。加入条件等、詳しくは募集人・募集代理店にお問い合わせください。
- 上記例1～例6の検査数値の目安は年齢、性別、保険種類、保険料率などにより異なる場合があります。
- お申込金額、告知内容、現在治療中もしくは過去に治療された疾患等により、医師の診査を必要とする場合があります。
- 上記の検査数値内であっても、現在治療中もしくは過去に治療された疾患等がある場合は、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けできることがあります。
- お引き受けの可否・条件については、健康状態のほか、職業、体格、マニライフ生命での過去の契約申込履歴、保険金および給付金請求履歴等をもとに総合的に判断されますので、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。

詳細は、マニライフ生命ウェブサイトをご覧ください。

健康診断書に基づく基準の範囲：<http://www.manulife.co.jp/hcr-list>

マニライフについて

マニライフ生命は、マニライフのグループ企業です。日本では1999年に生命保険事業を開始して以来、先進的な商品と質の高いサービスを提供しています。さらに、新ブランド・スローガン「今日を生きる。明日をひらく。」のもと、皆さまの夢を実現するサポートをしています。

マニライフ・ファイナンシャル・コーポレーションは、世界有数の大手金融サービスグループです。米国においてはジョン・ハンコックのブランドで、その他の地域ではマニライフとして事業を行い、お客さまの資金や金融面における重大な決断をサポートする先進的なソリューションをご提供しています。マニライフは個人・団体・機関投資家のお客さま向けに、ファイナンシャル・アドバイスや保険、資産運用・形成のための商品やサービスをご提供しています。2014年末現在、マニライフは世界中で28,000人の職員と58,000人のエージェントおよび数千の販売/パートナーを擁し、2000万人のお客さまに商品やサービスをご提供しています。マニライフの管理運用資産は、2015年6月30日現在おおよそ8,830億カナダドル(7,080億米ドル)です。また、過去1年の間にお客さまにお支払いした保険金、給付金および利息は220億カナダドル超となりました。

マニライフは主にカナダ、米国、アジアで100年以上にわたって事業を展開しています。カナダのトロントに本拠を置き、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。詳細はウェブサイト(www.manulife.com または www.johnhancock.com)をご覧ください。

